

府中市特定地域型保育事業の運営に関する指導検査基準
(令和3年4月1日適用)

府中市子ども家庭部子育て応援課指導検査担当

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指 導 形 態	
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>

目次

1	特定地域型保育事業者の名称等の変更の届出	1
2	臨時休園等を行う場合の地域型保育事業における人件費の取扱い	1
3	特定地域型保育事業者の一般原則	1
4	利用定員に関する基準	1
5	内容及び手続の説明及び同意	2
6	正当な理由のない提供拒否の禁止等	4
7	あっせん、調整及び要請に対する協力	4
8	受給資格等の確認	5
9	教育・保育給付認定の申請に係る援助	5
10	心身の状況等の把握	5
11	特定教育・保育施設等との連携	6
12	小学校等との連携	6
13	特定地域型保育の提供の記録	6
14	利用者負担額等の受領	7
15	特定地域型保育の取扱方針	8
16	特定地域型保育に関する評価等	8
17	相談及び援助	8
18	緊急時等の対応	8
19	教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知	8
20	運営規程	9
21	勤務体制の確保等	9
22	利用定員の順守	9
23	掲示	9
24	教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則	10
25	虐待等及び身体的苦痛等を与える指導の禁止	10
26	秘密保持等	10
27	情報の提供等	10
28	利益供与等の禁止	10
29	苦情への対応	11
30	地域との連携等	11
31	事故発生の防止及び発生時の対応について	11
32	会計の区分	12
33	記録の整備	12
34	特別利用地域型保育の基準	12
35	特定利用地域型保育の基準	13

(凡例) 以下の関係法令等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令等	略称
1	府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	市確認条例
2	府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則	市確認規則
3	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	支援法
4	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）	支援法施行規則
5	府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則	市確認等規則
6	令和2年6月17日付府子本第646号・2初幼教第11号・子保発0617第1号「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて」	府子本第646号

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価基準	評価区分
1 特定地域型保育事業者の名称等の変更の届出等	(1) 特定地域型保育事業者は、支援法施行規則第39条第1号、第2号、第4号(当該確認に係る事業に関するものに限る。)、第6号、第8号、第9号、第14号、第16号及び第17号に掲げる、確認内容に係る事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について市長に届け出なければならない。	事業所の名称等に変更があった際に、市長に届け出ているか。 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③事業所の平面図及び設備の概要 ④事業所の管理者の氏名、 ⑤生年月日、住所 ⑥運営規程 ⑦連携施設の名称	支援法第47条第1項 支援法施行規則第39条、第41条第1項 市確認等規則第6条第1項	事業者の名称等の変更があった際に、市長に届け出していない。	B
2 臨時休園等を行う場合の地域型保育事業における人件費の取扱い	(1) 新型コロナウイルス感染症により臨時休園を行っている場合においても、公定価格等については、各事業所等における教育・保育の提供体制が維持されるよう、新型コロナウイルス感染症による影響を除いた通常の状態に基づき算定が行われている。このことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休園等により休ませた職員についても通常どおりの賃金や賞与等を支払うなど、労働関係法令を遵守した上で、人件費支出について、通常時と同水準とする適切な対応が求められる。	人件費支出について、適切な対応を行っているか。	府子本第646号	人件費支出について、適切な対応を行っていない。 人件費支出について、適切な対応が不十分である。	C B
3 特定地域型保育事業者の一般原則(運営・保育)	(1) 特定地域型保育事業者は、良質かつ適切であり、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 (2) 特定地域型保育事業を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って地域型保育の提供に努めなければならない。 (3) 特定地域型保育事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係機関との密接な連携に努めなければならない。 (4) 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を行う等の措置を講ずるよう努めなければならない。	良質かつ適切な特定地域型保育を提供しているか。 保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮した特定教育・保育を提供しているか。 意思及び人格を尊重し、常に子どもの立場に立つ姿勢があるか。 関係機関との密接な連携に努める手立て等を講じているか。 必要な体制の整備、研修等の措置を講じているか。	市確認条例第3条第1項 市確認条例第3条第2項 市確認条例第3条第3項 市確認条例第3条第4項	良質かつ適切な特定地域型保育を提供していない。 保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮した特定教育・保育を提供していない。 意思及び人格を尊重し、常に子どもの立場に立った特定地域型保育の提供に努めていない。 関係機関との密接な連携に努める手立て等を講じていない。 必要な体制の整備を行っていない。 必要な措置を講じていない。	C C C B C B
4 利用定員に関する基準(運営)	(1) 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。	各事業別の利用定員が遵守されているか。	市確認条例第36条第1項	利用定員が遵守されていない。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価基準	評価区分
5 内容及び手続の説明及び同意(運営)	(2) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業を行う事業所(以下、「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の就学前子どもに区分して定めるものとする。特に事業所内保育事業にあつては、その事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子ども及びその他の小学校就学前子どもに係る利用定員を満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	事業種別ごとに支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めているか。	市確認条例第36条第2項	事業種別ごとに支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めていない。	C
	(1) 特定地域型保育事業者は特定地域型保育の提供の開始に際しては、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下、「利用申込者」という。)に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書(次に掲げる事項を記載した文書をいい、以下「重要事項説明書」という。)を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 なお、重要事項説明書には、次に掲げる事項に関する規定を記載するものとする。 ア 施設の目的及び運営の方針 イ 提供する特定地域型保育の内容 ウ 職員の職種、員数及び職務の内容 エ 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 オ 項目13の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 カ 項目4(2)の規定により定める利用定員 キ 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項(項目4(2)に規定する選考方法を含む。) ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策 コ 虐待防止の措置に関する事項 サ その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項 (運営規程と同内容)	重要事項説明書を作成しているか。 利用申込者へ重要事項説明書を交付して説明を行い、保育の提供開始について、同意を得ているか。	市確認条例第5条、第4条 市確認規則第2条第1項	重要事項説明書を作成していない。 利用申込者へ重要事項説明書を交付して説明を行わず、保育の提供開始について、同意を得ていない。 重要事項説明書の内容が不十分である。	C B B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価基準	評価区分
	<p>(2) 特定地域型保育事業者は、利用申込者からの申出があった場合には、(1)の規定による文書の交付に代えて、(5)で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定地域型保育事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>ア 電子情報処理組織を使用する方法のうち(ア)又は(イ)に掲げるもの</p> <p>(ア) 特定地域型保育事業の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>(イ) 特定地域型保育事業の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された(1)に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定地域型保育事業の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>イ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに(1)に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>利用申込者から申し出があった場合、承諾を得て電磁的方法により重要事項説明を行っているか。</p>	<p>市確認条例第5条、第44条 市確認規則第2条第2項</p>	<p>利用申込者から申し出があった場合、利用申込者に電磁的方法の承諾を得ずに提供している。</p>	<p>B</p>
	<p>(3) (2)に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>(4) (2)アの「電子情報処理組織」とは、特定地域型保育事業の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p>	<p>ファイルへ記録を出力することができるか。</p>	<p>市確認条例第5条、第44条 市確認規則第2条第3項</p> <p>市確認条例第5条、第44条 市確認規則第2条第4項</p>	<p>ファイルへ記録を出力することができない。</p>	<p>B</p>
	<p>(5) 特定地域型保育事業者は、(2)の規定により(1)に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>ア (2)各号に規定する方法のうち特定地域型保育事業が使用するもの イ ファイルへの記録の方式</p>	<p>電磁的方法により重要事項を提供する時は、利用申込者に対し電磁的方法の種類及び内容を示し、承諾を得ているか。</p>	<p>市確認条例第5条、第44条 市確認規則第2条第5項</p>	<p>電磁的方法により重要事項を提供する時は、利用申込者に対し電磁的方法の種類及び内容を示し承諾を得ていない。</p>	<p>B</p>

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価基準	評価区分
6 正当な理由のない提供拒否の禁止等(運営)	(6) (5)の規定による承諾を得た特定地域型保育事業者は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、(1)に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び(5)の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	利用申込者から文書又は電磁的方法により重要事項説明等の提供を受けない旨の申し出があったときは、再び利用申込者が承諾をした場合を除き電磁的方法による重要事項の提供をしていないか。	市確認条例第5条、第44条 市確認規則第2条第6項	利用申込者から文書又は電磁的方法により重要事項説明等の提供を受けない旨の申し出があったときに、再び利用申込者の承諾を得ずに電磁的方法による重要事項の提供をしている。	B
	(1) 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなくこれを拒んではならない。	正当な理由なく、保育の提供を拒否していないか。	市確認条例第37条第1項	正当な理由なく、保育の提供を拒否している。	C
	(2) 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所に現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう選考しているか。	市確認条例第37条第2項	児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項により読み替え)の規定により当分の間、保育の必要性がある教育・保育給付認定子どもについては市が選考方法を定めて利用調整することとしており、当該期間中は左記規定の適用除外となる。	B
	(3) (2)の特定地域型保育事業者は(2)の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	選考方法を明示した上で選考を行っているか。	市確認条例第37条第3項	選考方法を明示した上で選考を行っていない。	B
7 あっせん、調整及び要請に対する協力(運営)	(4) 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、市確認条例第39条に規定する 連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合に適切な措置を速やかに講じているか。	市確認条例第37条第4項	満3歳未満保育認定子どもに対し、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合に連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていない。	B
	(1) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について支援法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	市が行うあっせん及び要請に対してできる限り協力しているか。	市確認条例第38条第1項	市が行うあっせん及び要請に対しての協力が不十分である。	B
	(2) 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	市が行う調整及び要請に対してできる限り協力しているか。	市確認条例第38条第2項	市が行う調整及び要請に対しての協力が不十分である。	B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価基準	評価区分
8 受給資格等の確認(運営)	(1) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証または教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項に規定する通知によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。	受給資格等の確認を行っているか。	市確認条例第8条、第44条	支給認定証または支援法施行規則第7条第2項に規定する通知により受給資格等の確認を行っていない。	B
9 教育・保育給付認定の申請に係る援助(運営)	(1) 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	教育・保育給付認定に対する必要な援助を行っているか。	市確認条例第9条第1項、第44条	速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行っていない。	B
	(2) 特定地域型保育事業者は、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。	教育・保育給付認定の変更に対する必要な援助を行っているか。	市確認条例第9条第2項、第44条	教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前までに変更の申請が行われるよう必要な援助を行っていない。	B
10 心身の状況等の把握(保育)	(1) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	子どもの心身の状況などの把握に努めているか。	市確認条例第10条、第44条	特定地域型保育の提供に当たって子どもの心身の状況などの把握に努めていない。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価基準	評価区分
11 特定教育・保育施設等との連携（運営）	<p>(1) 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下、この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次のアからウに掲げる、連携協力を行う認定子ども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ア 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>イ 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業を行う事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。</p> <p>ウ 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 ※事業所内保育事業を行う者であって利用定員が20人以上のものについては連携施設の確保に当たって、ア及びイに係る連携協力を求めることを要しない。</p>	アからウで定める連携協力を行う認定子ども園、幼稚園又は保育所を適切に確保しているか。	市確認条例第39条第1項 市確認規則第12条第1項	アからウで定める連携協力を行う認定子ども園、幼稚園又は保育所を適切に確保していない。	C
12 小学校等との連携（保育）	<p>(1) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下項目11において同じ。）について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p>	特定地域型保育の提供の終了に当たって、円滑な接続に資するよう、接続先となる施設等との連携に努めているか。	市確認条例第11条、第44条	特定地域型保育の提供の終了に当たって、円滑な接続に資するよう、接続先となる施設等との密接な連携に努めていない。	C
13 特定地域型保育の提供の記録（保育）	<p>(1) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。</p>	特定地域型保育の提供について記録しているか。	市確認条例第12条、第44条	特定地域型保育の提供について記録が未作成である。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価基準	評価区分
14 利用者負担額等の受領 (運営・会計)	(1) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。	利用者負担額の支払いを受けているか。	市確認条例第40条第1項	特定地域型保育の提供に当たって、利用者負担額の支払を受けていない。	C
	(2) 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額の支払を受けるものとする。	法定代理受領を受けないときに特定地域型保育費用基準額の支払を受けているか。	市確認条例第40条第2項	法定代理受領を受けないときに教育・保育給付認定保護者から特定教育・保育費用基準額の支払を受けていない。	C
	(3) 特定地域型保育事業者は、(1)及び(2)の規定により支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	必要であると認められる対価の支払いについて定められた金額の範囲内で設定されているか。	市確認条例第40条第3項	特に必要と認められる対価の支払いの金額について、定められた金額の範囲を超えて設定している。	C
(4) 特定地域型保育事業者は、(1)から(3)までの支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用の支払を教育・保育給付認定保護者から受ける場合、当該便宜に要する費用のうち、次のアからエに掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 ア 日用品、文房具その他特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用 イ 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用 ウ 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 エ アからウのほか、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされ、かつ、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	教育・保育給付認定保護者からアからエで定める費用以外の支払いを受けていないか。	市確認条例第40条第4項 市確認規則第13条	教育・保育給付認定保護者からアからエで定める費用以外の支払いを受けている。	C	
(5) 特定地域型保育事業者は、(1)から(4)の規定による支払又は法定代理受領による特定地域型保育に係る地域型保育給付費の支給を受けた場合は、次に掲げる事項について、教育・保育給付認定保護者に対して必要な書類を交付しなければならない。 ア (1)から(4)までの規定による費用の額の支払を受けたとき当該費用に係る領収証 イ 法定代理受領により受けた特定地域型保育給付費の支給を受けたとき 当該教育・保育給付認定保護者に係る地域型保育給付費の額を通知する書類 ウ (2)の規定による法定代理受領を行わない特定地域型保育に係る費用の額の支払いを受けたとき その提供した特定地域型保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定地域型保育を提供したことを証する書類	(1)から(4)の規定による支払又は法定代理受領による地域型保育給付費の支給を受けた場合に、必要な書類について教育・保育給付認定保護者に対してアからウに掲げる書類を交付しているか。	市確認条例第40条第5項 市確認規則第14条	(1)から(4)の規定による支払又は法定代理受領による地域型保育給付費の支給を受けた場合に必要書類について教育・保育給付認定保護者に対してアからウに掲げる書類を交付していない。	C	

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価基準	評価区分
	(6) 特定地域型保育事業者は、(3)及び(4)の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、(4)の金銭の支払に係る同意については文書によることを要しない。	教育・保育給付認定保護者に対して、書面によって説明を行い、同意を得ているか。	市確認条例第40条第6項	用途・額・理由について書面で明らかにしていない。 (3)の金銭の支払に係る同意について、文書による同意を得ていない。	C C
15 特定地域型保育の取扱方針(保育)	(1) 特定地域型保育事業者は、保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行っているか。	市確認条例第41条	保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行っていない。	C
16 特定地域型保育に関する評価等(運営)	(1) 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (2) 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	提供する保育の質について自己評価を行い、常にその改善を図っているか。 定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、改善を図るよう努めているか。	市確認条例第42条第1項 市確認条例第42条第2項	提供する保育の質について自己評価を行い、常にその改善を図っていない。 定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、改善を図るよう努めていない。	C C
17 相談及び援助(保育)	(1) 特定地域型保育事業者は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又はその保護者に対し、相談に適切に応じ、助言その他援助を行っているか。	市確認条例第16条、第44条	常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又はその保護者に対し、相談に適切に応じ、助言その他援助を行っていない。	C
18 緊急時等の対応(保育)	(1) 特定地域型保育事業の職員は、現に特定地域型保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	現に特定地域型保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	市確認条例第17条、第44条	現に特定地域型保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合に、速やかに当該教育・保育給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていない。	C
19 教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知(運営)	(1) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を受けている教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって項目12(5)に規定する地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。	教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって支給を受けた又は受けようとした場合は、遅滞なく意見を付して市に通知しているか。	市確認条例第18条、第44条	教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって支給を受けた又は受けようとした場合に、遅滞なく意見を付して市に通知していない。	B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価基準	評価区分
20 運営規程 (運営)	<p>(1) 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事項に関する規程(運営規程)を定めなければならない。 なお、全部または一部について別途規定している場合は、別途規定している旨及びその規程の名称等を運営規程に記載すること。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針 イ 提供する特定地域型保育の内容 ウ 職員の職種、員数及び職務の内容 エ 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 オ 教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 カ 利用定員 キ 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(項目4(2)に規定する選考方法を含む。) ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策 コ 虐待防止の措置に関する事項 サ その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項</p>	重要事項に関する規程(運営規程)を定めているか。	市確認条例第19条、第44条 市確認規則第5条	<p>重要事項に関する規程(運営規程)を定めていない。</p> <p>重要事項に関する規程(運営規程)の内容が不十分である。</p>	C B
21 勤務体制の確保等 (運営)	<p>(1) 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務を行う場合については、この限</p> <p>(3) 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>適切な特定地域型保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めているか。</p> <p>特定地域型保育事業の職員によって特定地域型保育を提供しているか。</p> <p>職員の資質の向上のために研修の機会が確保されているか。</p>	<p>市確認条例第20条第1項、第44条</p> <p>市確認条例第20条第2項、第44条 市確認規則第6条</p> <p>市確認条例第20条第3項、第44条</p>	<p>適切な特定地域型保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めていない。</p> <p>特定地域型保育事業の職員によって特定地域型保育を提供していない。</p> <p>職員の資質の向上のために研修の機会が確保されていない。</p>	C C B
22 利用定員の遵守 (運営)	(1) 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、支援法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行っていないか。	市確認条例第43条	法令等に規定その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行っている。	C
23 掲示(運営)	(1) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所の見やすい場所に、項目20に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定地域型保育事業の選択に資すると認められる重要事項(重要事項説明書)を掲示しなければならない。	特定地域型保育事業所の見やすい場所に重要事項説明書を掲示しているか。	市確認条例第22条、第44条	特定地域型保育事業所の見やすい場所に重要事項の掲示をしていない。	B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価基準	評価区分
24 教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則(運営)	(1) 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定地域型保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定地域型保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	市確認条例第23条、第44条	教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定地域型保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしている。	C
25 虐待等及び身体的苦痛等を与える指導の禁止(運営・保育)	(1) 特定地域型保育事業の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。心身に有害な影響を与える行為には教育・保育給付認定子どもに対する指導において身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を含むものとする。	教育・保育給付認定子どもに対し、虐待等の行為は行われていないか。	市確認条例第24条、第44条 市確認規則第12条	教育・保育給付認定子どもに対し、虐待等の行為が行われている。	C
26 秘密保持等(運営)	(1) 特定地域型保育事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	業務上知り得た秘密を漏らしていないか。	市確認条例第26条第1項、第44条	正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らしている。	C
	(2) 特定地域型保育事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。	業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。	市確認条例第26条第2項、第44条	業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていない。	C
	(3) 特定地域型保育事業者は、小学校、他の特定地域型保育事業等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得ておかななければならない。	小学校等の施設に教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際に、文書による同意を保護者から得ているか。	市確認条例第26条第3項、第44条	文書による同意を保護者から得ずに小学校等の施設に教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供している。	C
27 情報の提供等(運営)	(1) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定地域型保育事業所を選択することができるように、当該特定地域型保育事業所が提供する特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	教育・保育給付認定保護者が適切な選択をすることができるように、特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	市確認条例第27条第1項、第44条	教育・保育給付認定保護者が適切な選択をすることができるように、特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めていない。	B
	(2) 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとしてならない。	特定教育地域型保育事業について広告する内容が虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	市確認条例第27条第2項、第44条	特定地域型保育事業について広告する内容が虚偽のもの又は誇大なものとなっている。	B
28 利益供与等の禁止(運営)	(1) 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業(支援法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(2)において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定地域型保育事業を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	特定地域型保育事業を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	市確認条例第28条第1項、第44条	特定地域型保育事業を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与している。	C
	(2) 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業者等、特定教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	市確認条例第28条第2項、第44条	小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受している。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価基準	評価区分
29 苦情への対応 (運営)	(1) 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	教育・保育給付認定子ども等からの苦情に迅速に対応するために、受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	市確認条例第29条第1項、第44条	教育・保育給付認定子ども等からの苦情に迅速に対応するために、受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じていない。	C
	(2) 特定地域型保育事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	苦情の内容等を記録しているか。	市確認条例第29条第2項、第44条	苦情の内容等を記録していない。	C
	(3) 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市の実施事業に協力するよう努めているか。	市確認条例第29条第3項、第44条	教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めていない。	C
	(4) 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関し、支援法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定地域型保育事業の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	市への報告・提出・提示の命令、質問若しくは検査に応じているか。 市の指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市確認条例第29条第4項、第44条	市への報告・提出・提示の命令、質問若しくは検査に応じていない。 市の指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。	C C
	(5) 特定地域型保育事業者は、市からの求めがあった場合には(4)の改善の内容を市に報告しなければならない。	市からの求めがあった場合に改善の内容を市に報告しているか。	市確認条例第29条第5項、第44条	市からの求めがあった場合に改善の内容を市に報告していない。	C
30 地域との連携等 (運営)	(1) 特定地域型保育事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	市確認条例第30条、第44条	運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていない。	B
31 事故発生の防止及び発生時の対応について (運営・保育)	(1) 特定地域型保育事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ア 事故が発生した場合の対応、イに規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 ウ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	事故の発生またはその再発防止のため、アからウに掲げる措置を講じているか。 例) 事故発生時の対応 報告の方法 事故の分析 改善策 職員への周知 職員への研修等	市確認条例第31条第1項、第44条	事故の発生又はその再発防止のため、アからウに掲げる措置を講じていない。	C
	(2) 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	速やかに市、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	市確認条例第31条第2項、第44条	速やかに市、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていない。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価基準	評価区分
32 会計の区分 (会計)	(3) 特定地域型保育事業者は、(2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	事故の状況及び処置について記録しているか。	市確認条例第31条第3項、第44条	事故の状況及び処置について記録していない。	C
	(4) 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	損害賠償を速やかに行っているか。	市確認条例第31条第4項、第44条	損害賠償を速やかに行っていない。	C
33 記録の整備 (運営・保育・会計)	(1) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	特定地域型保育事業の会計を他の事業会計と区分しているか。	市確認条例第32条、第44条	特定地域型保育事業の会計を他の事業会計と区分していない。	C
	(1) 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	市確認条例第33条第1項、第44条	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。	C
	(2) 特定地域型保育事業者は、次に定める、教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する記録を整備し、保存しなければならない。 ア 項目14に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たった計画 イ 項目12の規定による特定地域型保育の提供の記録 ウ 項目18の規定による教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって支給を受けた又は受けようとした場合の市への通知に係る記録 エ 項目29(2)に規定する苦情の内容等の記録 オ 項目31(3)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	アからオで定める記録を整備し、特定地域型保育の提供の完了の日から5年間保存しているか。 例) 全体的な計画 指導計画 保育日誌 児童票 健康の記録 苦情記録	市確認条例第33条第2項、第44条 市確認規則第8条	アからオで定める記録を整備し、特定地域型教育・保育の提供の完了の日から5年間保存していない。	C
34 特別利用地域型保育の基準(運営)	(1) 特定地域型保育事業者が支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(以下、「1号認定子ども」という。)に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、支援法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	1号認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する特定地域型保育事業者において「府中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に掲げる基準を遵守しているか。	市確認条例第45条第1項	1号認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する特定地域型保育事業所において「府中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に掲げる基準を遵守していない。	C
	(2) 特定地域型保育事業者が、(1)の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る1号認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(項目35(1)の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる2号認定子どもを含む。)の総数が、項目4(2)の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。	1号認定子ども及び現に事業所を利用する3号認定子どもの総数が、事業所の利用定員の総数を超えていないか。	市確認条例第45条第2項	特別利用地域型保育に係る1号認定子ども及び現に事業所を利用する満3歳未満保育認定子どもの総数が事業所の利用定員を超えている。※市では原則として1号認定子どもの特定地域型保育事業所への入所を認めていないため、適用対象外となる。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価基準	評価区分
35 特定利用地域型保育の基準(運営)	(3) 特定地域型保育事業者が、(1)の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、市確認条例第3章(第38条第2項を除き、第44条において準用する第5条、第8条から第12条まで、第16条から第20条まで及び第26条から第33条までを含む。)の規定を適用する。		市確認条例第45条第3項		
	(1) 特定地域型保育事業者が支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(以下、「2号認定子ども」という。)に対し特定利用地域型保育事業を提供する場合には、支援法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	2号認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する特定地域型保育事業者において「府中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に掲げる基準を遵守しているか。	市確認条例第46条第1項	2号認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する特定地域型保育事業所において「府中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に掲げる基準を順守していない。	C
	(2) 特定地域型保育事業者が、(1)の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る2号認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している3号認定子どもの総数が、項目4(2)に掲げられた利用定員の総数を超えないものとする。	特定利用地域型保育に係る2号認定子ども及び現に事業所を利用する3号認定子どもの総数が事業所の利用定員を超えていないか。	市確認条例第46条第2項	2号認定認定子ども及び現に事業所を利用する3号認定子どもの総数が事業所の利用定員を超えている。 ※市では原則として2号認定子どもの特定地域型保育事業所への入所を認めていないため、適用対象外となる。	C
(3) 特定地域型保育事業者が、(1)の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、市確認条例第3章の規定を適用する。		市確認条例第46条第3項			